

令和 7、8 年度災害応急対策活動等（業務）に関する基本協定 募集要領

「令和 7、8 年度災害応急対策活動等（業務）に関する基本協定」（以下、「基本協定」という。）について、下記により基本協定締結希望者を募集いたしますので、基本協定の締結を希望される方は下記基本協定締結説明書により、技術資料の提出をお願いいたします。

令和 7 年 1 月 3 0 日

国土交通省 中国地方整備局
松江国道事務所長 三浦 倫秀

基 本 協 定 締 結 説 明 書

1. 協定概要

- （１）協 定 名 令和 7、8 年度災害応急対策活動等（業務）に関する基本協定
- （２）活動場所 松江国道事務所管内の、①松江地区（松江維持出張所管内）、②出雲地区（出雲維持出張所管内）、③頓原地区（頓原維持出張所管内）を原則とする（別図－１参照）。
- （３）活動内容 本活動は、（２）の活動場所において、地震、津波、豪雨、台風、豪雪及び事故災害等により発生した災害の状況把握と報告、並びに松江国道事務所長の要請に基づく調査、測量及び緊急的な対策工法の検討等を行うものである。
- （４）協定期間 令和 7 年 4 月 1 日 ～ 令和 9 年 3 月 3 1 日 【２ヶ年】

2. 応募資格

応募資格は、以下のとおりとする。

- （１） 予算決算及び会計令（昭和 2 2 年勅令第 1 6 5 号）（以下「予決令」という。）第 7 0 条及び第 7 1 条の規定に該当しない者であること。
- （２） 中国地方整備局における令和 7・8 年度の「土木関係建設コンサルタント業務」、「測量業務」又は「地質調査業務」に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を単体で受けていること（会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること）。

各活動において必要な認定資格は次のとおりとする。

【土木設計関係】：「土木関係建設コンサルタント業務」

【測量関係】：「測量業務」

【地質調査関係】：「地質調査業務」

なお、申請中の場合は、「受付票」「申請書①（文書郵送方式の場合は、一般競争参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等業務）様式①－１）」「測量等実績高と希望業種・国土交通省地方整備局等（文書郵送方式の場合は、一般競争参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等業務）様式①－２）」を出力した写しを基本協定参加資格確認申請書に添付して提出すること。

ただし、令和７年４月１日に令和７・８年度「土木関係建設コンサルタント業務」、「測量」及び「地質調査業務」の該当する協定の業種に係る一般競争参加資格の認定を受けていない場合は、協定締結を破棄する場合がある

- （３） 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定後、上記（２）の一般競争参加資格の申請を行っている者を除く。）でないこと。
- （４） 中国地方整備局長から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- （５） 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- （６） 過去１０年間（平成２７年度以降）に完成・引き渡しが完了した松江国道事務所発注の業務実績を有すること。なお、「土木関係建設コンサルタント業務」を希望する者は土木関係建設コンサルタント業務の実績、「測量業務」を希望する者は測量業務の実績、「地質調査業務」を希望する者は地質調査業務の実績があること。
- （７） 本協定に基づき災害応急対策活動等を実施する場合において、次に掲げる基準を満たす技術者が、本活動を総括的に管理できること。

なお、複数の技術者を登録することも可能です。

- ① 協定締結希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、申請書提出日以前において３箇月以上の雇用関係にあることをいう。

上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できない場合は、協定締結を認めないことがある。

- ② 以下のいずれかの資格を有すること。

〔土木関係建設コンサルタント業務〕を希望する者

ア）技術士（総合技術監理部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。選択科目は以下のいずれかとする。

- a) 建設－道路
 - b) 建設－鋼構造及びコンクリート
 - c) 建設－トンネル
 - イ) 技術士（建設部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。選択科目は以下のいずれかとする。
 - a) 道路
 - b) 鋼構造及びコンクリート
 - c) トンネル
 - ウ) R C C Mを有する者。専門技術部門は以下のいずれかとする。
 - a) 道路
 - b) 鋼構造及びコンクリート
 - c) トンネル
 - エ) 工学博士の資格を有する者。
 - 〔測量業務〕を希望する者
 - ア) 測量士の資格を有する者。
 - 〔地質調査業務〕を希望する者。
 - ア) 技術士（総合技術監理部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。選択科目は以下に限る。
 - a) 建設－土質及び基礎
 - b) 応用理学－地質
 - イ) 技術士（建設部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。選択科目は以下に限る。
 - a) 土質及び基礎
 - ウ) 技術士（応用理学部門）の資格を有する者。選択科目は以下に限る。
 - a) 地質
 - エ) 国土交通省登録技術者資格（施設分野：地質・土質－業務：調査）に該当する資格を有する者。
 - オ) 土木学会認定技術者（特別上級土木技術者（地盤・地質）又は上級土木技術者（地盤・地質））の資格を有し、「資格認定証」の交付を受けている者。
 - カ) 地質調査技士の資格を有し、地質調査技士登録証を有する者。
- (8) (7)の基準を満たす技術者及び、本活動の実務を担当する技術員が在籍する本店、支店又は営業所が、「土木関係建設コンサルタント業務」を希望する者と「地質調査業務」を希望する者については活動場所内にある出張所から自動車を利用して概ね4時間以内の範囲にあること、「測量業務」を希望する者について

は活動場所内にある出張所から自動車を利用して概ね2時間以内の範囲にあること。

3. 基本協定締結者の決定方法

- (1) 基本協定の締結は、2. に掲げる応募資格を満たしている者で行います。
なお、複数の業務に応募することは可能ですが、協定を締結できるのは原則として1業務とします。ただし、協定締結者が各業務の選定予定者数を下回る場合は、この限りでない。
- (2) 各業務毎に概ね10者程度を選定し、選定、非選定の結果については、書面により通知します。
- (3) 希望が多い場合は、希望順位（別記様式5）の高い者を優先します。
- (4) 同一希望順位がある場合は、令和5・6年度の「土木関係建設コンサルタント業務」、「測量業務」又は「地質調査業務」の格付け順位の高い者を優先します。

ただし、「測量業務」については、松江国道事務所管内に本店が所在する者を優先し、次に格付け順位の高い者を優先します。

松江国道事務所管内の市町は以下のとおりとします。

安来市、松江市、出雲市、大田市、雲南市、飯南町、奥出雲町

4. 担当部局

〒690-0017 島根県松江市西津田2丁目6番28号

国土交通省中国地方整備局 松江国道事務所 管理第一課（担当：保全対策官）

TEL 0852-60-1346（ダイヤルイン）

FAX 0852-27-4132

5. 応募資格の確認等

(1) 申請書の作成

基本協定の締結を希望される方は、以下の資料を作成し提出願います。

① 基本協定参加資格確認申請書 【別記様式1】

ア) 申請書に申請者印を押印するか、又は押印を省略する場合は、次の通り附記が必要となります。代理人による申請の場合は、代理人として支社等の併記をお願いします。

イ) 押印を省略する場合は、申請者印を押印しない代わりに該当書類に「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先（以下、「連絡先等」という。）を記載して下さい。

※ 確認のため、記載の連絡先に担当者から連絡をさせて頂く場合

があります。

② 令和 7・8 年度の一般競争参加資格に係る書類（本説明書 2.（2））

中国地方整備局における令和 7・8 年度の一般競争（指名競争）参加資格認定通知書（「土木関係建設コンサルタント業務」、「測量業務」又は「地質調査業務」）の写し、申請中の場合は、「受付票」「申請書①（文書郵送方式の場合は、一般競争参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等業務）様式①－１）」「測量等実績高と希望業種・国土交通省地方整備局等（文書郵送方式の場合は、一般競争参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等業務）様式①－２）」を出力した写しを基本協定参加確認申請書に添付して提出願います。

③ 過去の業務実績 【別記様式 2】

※ 平成 27 年度以降において、松江国道事務所が発注した業務の受注実績について記載願います。

※ T E C R I S に登録されていない場合は、確認できる書類（契約書及び仕様書の写し等）を提出願います。

④ 技術者の資格 【別記様式 3】

※ 技術者の資格及び雇用関係が確認できる資料を提出願います。

なお、複数の技術者を登録することは可能です。

⑤ 活動の実施体制 【別記様式 4】

※ 2.（7）に示す活動の実施体制が確認できる資料を提出願います。

⑥ ドローンの活用【別記様式 4】

※ ドローンの対応可能な項目および依頼から実働までの所要時間を記載してください。

⑦ 業種希望調査票 【別記様式 5】

※ 希望される業種を記載して下さい。

（2）申請書の提出

申請書については、以下のとおり提出願います。

① 提出方法：申請書（追加資料を含む）の提出は、持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。受付期間に必着のこと。）

② 受付期間：令和 7 年 1 月 30 日（木）から令和 7 年 2 月 28 日（金）までの休日を除く毎日、9 時 00 分から 17 時 00 分までとする。

③ 提出場所：4. に同じ。

（3）申請書作成等に対する質問

申請書の作成等にあたり質問がありましたら、書面（様式は自由）により提出願います。

①提出方法：書面を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限

る。)により提出すること。FAX(着信確認の連絡を必ず行うこと。)でも可。

②受領期間：令和7年1月30日(木)から令和7年2月21日(金)までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分までとする。

③提出場所：4.に同じ。

(4) (3)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧を行います。

①期 間：質問を受理してから適宜に、令和7年2月28日(金)までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分までとします。

②場 所：4.に同じ。

(5) その他

① 申請書(追加資料を含む)の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担となります。

② 担当官は、提出された申請書(追加資料を含む)を、応募資格確認以外に提出者に無断で使用しません。また、提出者の了承を得ることなく申請書の一部のみを採用することはありません。

③ 提出された申請書(追加資料を含む)は返却しません。

④ 基本協定の相手方として選定された者に対しては、別添「令和6年度災害応急対策活動等(業務)に関する基本協定(案)」第4条第2項に記載された事項について併せて報告願います。

基 本 協 定 参 加 資 格 確 認 申 請 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

担当官

中国地方整備局

松江国道事務所長 三浦 倫秀 殿

提出者) 住 所 :

電 話 番 号 :

F A X :

会 社 名 :

代 表 者 :

印

作成者) 担 当 部 署 :

電 話 番 号 :

氏 名 :

E - m a i l :

又は FAX :

令和 7 年 1 月 3 0 日付けで募集のありました「令和 7、8 年度災害応急対策活動等（業務）に関する基本協定」に係る応募資格について確認されたく、下記の資料を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和 2 2 年勅令第 1 6 5 号）第 7 0 条及び 7 1 条の規定に該当する者でないこと、会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始の決定後、2. 応募資格（2）の一般競争（指名競争）参加資格の申請を行っている者を除く。）でないこと、並びに添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 基本協定締結説明書 2.（2）に定める令和 7・8 年度の一般競争参加資格に係る書類
- 2 基本協定締結説明書 5.（1）③に定める過去の業務実績を記載した書面

- 3 基本協定締結説明書 5. (1) ④に定める技術者の資格等を記載した書面
- 4 基本協定締結説明書 5. (1) ⑤に定める活動の実施体制を記載した書面
- 5 基本協定締結説明書 5. (1) ⑦に定める希望業種を記載した書面

※以下は、押印を省略する場合のみ記載すること。

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：○○ ○○

担 当 者（会社名・部署名・氏名）：○○ ○○

電 話 番 号：(代) ○○○○－○○－○○○○ （内線 ○○○）

F A X：○○○○－○○－○○○○

E - m a i l：

注）代表者の押印を省略する場合は、本件責任者・担当者の氏名及び連絡先を明記してください。

過 去 の 業 務 実 績

会社名：

業 務 名 称 等	業 務 名	
	TECRIS登録番号	
	契 約 金 額	
	履 行 期 間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
業 務 概 要		

注)・TECRISに登録されていない等で業務実績が証明できない場合は、業務の実績が確認できる書面
(契約書類等)の写しを添付すること。TECRISデータに業務概要等が登録されていない場合は、
それらを確認できる仕様書等の写しを添付すること。

【別記様式 3】

技 術 者 の 資 格

会社名：

フリガナ 技術者の氏名	○○ ○○ ○○ ○○ ○ ○ ○ ○	生年月日	昭和○○年○○月○○日
所属・役職			
保有資格	技 術 士（部門：		分野：
	登録番号：		取得年月日
	R C C M（部門：		分野：
	登録番号：		取得年月日
	そ の 他 （		

【別記様式 4】

活 動 の 実 施 体 制

〔記入例〕

会社名：

○本活動を総括的に管理する技術者

技術者の氏名	○ ○ ○ ○	在籍する本支店名	〇〇コンサルタント(株) 〇〇支店
在籍する本支店の住所	〇〇県 〇〇市 〇〇町 〇丁目 〇番		

○本活動の実務を担当する技術員

技術員の氏名	○ ○ ○ ○	在籍する本支店名	〇〇コンサルタント(株) 〇〇支店
在籍する本支店の住所	〇〇県 〇〇市 〇〇町 〇丁目 〇番		

技術員の氏名	○ ○ ○ ○	在籍する本支店名	〇〇コンサルタント(株) 〇〇支店
在籍する本支店の住所	〇〇県 〇〇市 〇〇町 〇丁目 〇番		

技術員の氏名	○ ○ ○ ○	在籍する本支店名	〇〇コンサルタント(株) 〇〇支店
在籍する本支店の住所	〇〇県 〇〇市 〇〇町 〇丁目 〇番		

※緊急時に速やかに対応できる技術員を記載して下さい。

○緊急時に準備できる従事者数を保有資格別に記載して下さい。

※普通作業員以上を記載して下さい。

〇〇人

○ドローンの活用

災害時にドローンを活用した撮影の可否および依頼から実働までの所要時間を記載願います。

ドローンの活用	可 ・ 否
可能作業 ※A～E作業の該当するものを記載すること。また、これ以外があれば記載すること。	A：斜め、鉛直静止画写真 B：動画 C：オルソ画像 D：3D画像（画像使用） E ：地表面の3次元データ（レーザープロファイル使用）
実働までの所要時間	〇〇時間程度

※ 所要時間は、松江国道事務所に持参できる時間を想定すること。

※ ドローンの活用の有無によって、契約締結に影響するものではありません。

【別記様式 5】

業 種 希 望 調 査 票

協定締結を希望される業種について、希望される順位を記載願います。

希望順位	希望される業種
第 1 希望	
第 2 希望	
第 3 希望	

※本基本協定を締結できる業種は、原則 1 種類とします。

※松江国道事務所管内の詳細

国道 9 号

島根県安来市吉佐町～島根県大田市温泉津町地内

国道 5 4 号

広島県三次市布野町～島根県松江市宍道町地内

基本協定参加資格確認申請書提出時のチェックリスト

基本協定参加資格確認申請書提出時には、本チェックリストにより提出書類が添付されていることをご確認下さい。※本チェックリストの提出は必要ありません。

- ☐ 基本協定参加資格確認申請書（別記様式１） →必須提出
- ☐ 令和７・８年度一般競争（指名競争）参加資格に係る書類
「令和７・８年度受付票」「申請書①」 →必須提出
- ※２．応募資格（２）参照

会社の業務実績関係

- ☐ 過去の業務実績（別記様式２） →必須提出
- ☐ 業務実績を確認できる書面（契約書の写し等）
→TECRISに登録されていない場合及びTECRISで確認できない場合等は必須提出

技術者の資格・経験

- ☐ 技術者の資格（別記様式３） →必須提出
- ☐ 直接的かつ恒常的（３箇月以上）な雇用関係が確認できる資料
（健康保険被保険者証等） →必須提出
- ☐ 技術者の資格を証明する書面の写し →必須提出

活動の実施体制

- ☐ 活動の実施体制（別記様式４） →必須提出

希望業種を記載した書面

- ☐ 業種希望調査票（別記様式５） →必須提出

これらの添付資料が未提出の場合は参加資格を認めない場合がありますので、ご注意下さい。